

C02センサー搭載型漂流ブイの製作契約において、監督及び完了検査が適正でなかったため、契約金額の支払が不適切

1件 不当金額(支出) 7001万円

1 契約等の概要

国立研究開発法人海洋研究開発機構は、文部科学省からの委託を受けて、海洋表層二酸化炭素濃度の観測空白域である南太平洋等で、C02センサー搭載型漂流ブイ(以下「ブイ」)^(注)による観測を行う地球環境保全試験研究調査委託事業を平成28年度から令和元年度まで毎年度実施している。

機構は、上記事業の実施に当たり、平成28年度から令和元年度までの各年度に、「C02センサー搭載型漂流ブイの製作」に係る請負契約(以下「製作契約」)計4契約(調達数量計25基、契約金額計7001万円)を日油技研工業株式会社と締結している。請負契約等監督検査規則等によれば、監督員は、契約に疑義等がある場合には、意見を付して契約担当役に報告しなければならないこととされており、検査員は、給付の内容が仕様書等の内容に適合しているか否かの検査(以下「完了検査」)を行い、適合しないものであると認めるときは、意見を検査調書に記載して契約担当役に提出しなければならないこととされている。

(注) C02センサー 海水中に溶解している二酸化炭素(CO2)を、ガス透過膜を通じて平衡器に取り込み、その量に応じて変化するpH(水素イオン濃度)指示薬溶液を通過した後の光の強度を受光部で検出し、海洋表層二酸化炭素濃度を算出するための装置

2 検査の結果

平成28、29両年度の製作契約(28年度7基、29年度6基、両年度計13基)のうち、28年度のブイ4基及び29年度のブイ3基、両年度ブイ計7基について、監督員は、会社が実施した機能試験等のデータ(以下「試験データ」)が仕様を満たしていないことなどを履行期限前に会社からの報告等により確認し、履行期限までに仕様を満たすブイが納入されないことを認識しながら、契約担当役に報告していなかった。そして、上記のブイ7基に29年度分の残りのブイ3基を加えた計10基を、一旦納入し、回収した後、履行期限後に再校正を行った上で再納入するよう指示するなどしていた。これを受けて、会社は、上記の指示に従って履行期限から約2か月から3か月後に再納入していた。

また、検査員は、28、29両年度の上記のブイ13基における完了検査において、仕様書に記載された提出書類の一部が実際には提出されていなかったにもかかわらず、ブイが一旦納入された際、当該提出書類の確認を全く行っていなかった。そして、検査員は、給付の内容が仕様書等の内容に適合しているか確認しないまま、検査調書を自ら作成せず、事務支援職員に作成させた検査結果を合格とした検査調書を契約担当役へ提出させ、これに基づき、契約金額全額が支払われていた。

30、令和元両年度の製作契約(平成30年度6基、令和元年度6基、両年度計12基)について、監督員は、履行期限までに、全部又は一部の項目の試験データを受領していないなどしており、ブイの性能が仕様を満たしているか適切に確認を行っていなかった。

さらに、上記のうち平成30年度のブイ6基について、監督員は、機能試験等の実施が履行期限までに間に合わないことを会社からの報告により確認し、履行期限までに機能試験等が実施されたブイが納入されないことを認識しながら、契約担当役に報告せず、一旦納入した後に回収して、機能試験等を実施後、再納入するという会社からの申出を了承していた。これを受けて、会社は、上記申出のとおり履行期限から約2週間から2か月後に再納入等していた。

また、30、令和元両年度のブイ12基における完了検査については、平成28、29両年度の製作契約と同様の事態が見受けられた。

したがって、本件4契約は、監督及び完了検査が適正でなかったため、仕様を満たさないなどのブイが納入されていたにもかかわらず、契約金額全額が支払われていて、本件4契約の支払額7001万円は不当と認められる。